インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける特定用途免税制度（USDFS/*User Specific Duty Free Scheme*）を用いた関税率の利用が可能な産業グループに関するインドネシア工業大臣規定 No.43/M-IND/PER/7/2008

唯一神のご加護により、
インドネシア共和国工業大臣は、

a. インドネシア政府と日本政府との経済連携の枠組みにおいて、インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意（*Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership*）に関する大統領規定 2008 年 36 号に基づき、インドネシア政府により採択済みの包括的協定が定められていること、
b. *Section 3 Notes for Schedule of Indonesia Note 2 in section 1 of Part 3 of Annex 1 referred to in Chapter 2 in Basic Agreement* の中で、特定用途免税制度（*User Specific Duty Free Scheme* /USDFS）について定められていること、
c. 上記連携を行うためには、特定用途免税制度の便宜の利用が可能な産業グループを定める必要があること、
d. a,b,c,d を考慮し、工業大臣規定を発行する必要があること、

を考慮し、
1. 工業に関する法律 1984 年 5 号(官報 1984 年 22 号、官報追記 3274 号)
2. 関税に関する法律法律 1995 年 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号)及びその改正である法律 2006 年 17 号(官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号
3. 統一インドネシア内閣結成に関する大統領令 2004 年 187/M 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である、大統領令 2007 年 77/P 号
4. インドネシア共和国国務大臣府の地位、任務、機能、組織構成及び作業手順に関する大統領規定 2005 年 9 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領規定 2006 年 94 号
5. インドネシア共和国国務大臣府の組織ユニットとエセロンＩの任務に関する大統領規定 2005 年 10 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領規定 2007 年 17 号
6. 経済連携に関するインドネシア共和国と日本との合意（*Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership*）に関する大統領規定 2008 年 36 号
7. 工業省の組織と作業手順に関する工業大臣規定 No. 01/M-IND/PER/3/ 2005
8. 工業省の各総局の育成産業の種類に関する工業大臣規定 No.07/M-IND/PER/5/ 2005

本資料は、インドネシア工業大臣規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。
出来る限り正確な翻訳につとめましたが、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。
正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。
また、ジェトロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

9. 物品分類システムと輸入品にかかる関税賦課に関する財務大臣規定 No. 110/PMK.-010/2006 及びその改正である財務大臣規定 No. 110/PMK.-011/2007
10. 関税減免便宜を利用する産業に関する規定と確認手順に関する工業大臣規定 No. 27/M-IND/PER/5/ 2008
11. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける関税引き下げ方法に関する財務大臣規定 No.94/PMK.011/2008
12. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける関税率決定に関する財務大臣規定 No.95 /PMK.011/2008
13. インドネシア共和国と日本と経済連携に関するの合意における特定用途免税制度を用いた関税率の決定に関する財務大臣規定 No.96/PMK.011/2008

を鑑み、

以下を決定した:

インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける特定用途免税制度を用いた関税率の利用が可能な産業グループに関する工業大臣規定

を定める。

1 条

本大臣規定の中で:

1. ユーザー産業（User Industry）とは、インドネシアと日本との協力において、特定用途免税制度（USDFS）を通じ、大臣が指定したサーベイヤーが発行する特定用途免税制度登録証明書（SKVI-USDFS）を取得して、生産用の原材料輸入を行う産業のことである。

2. 産業グループとは、特定用途免税制度を利用できるインドネシア標準産業分類（KBLI）2005 に規定する産業グループのことである。

3. 特定用途免税制度とは、財務大臣規定 No.96/PMK.011/2008 の添付文書に基づき、ユーザー産業の生産用に用いられる、国内でまだ生産されていない製品の関税率の規定のことである。

4. 金属及び金属製品向けの各種特殊作業を行う産業（*Steel Service Center*）とは、インドネシア標準産業分類 28920 に含まれる企業のことである。

5. 登録証明書とは、サーベイヤーが特定用途免税制度の申請を行った企業に対して発行し、工業大臣あるいは指定された者が署名を行った検証の結果のことである。

6. サーベイヤーとは、検証作業を行うために指名された、企業の検証を行う能力を有する独立した機関のことである。

7. 総局長とは、工業大臣規定 No. 07/M-IND/PER/5/2005 に規定する権限に基づき、産業の育成の任務と責任を遂行する、工業省内の総局長のことである。

8. 大臣とは、産業分野の国家行政を担う大臣のことである。

2 条

(1) 原材料の輸入において、特定用途免税制度を利用することが出来るユーザー産業は、以下から構成される：

a. 製造業は以下の産業分野に限る：

1. 原動機付き車両及び部品産業（*automotive, motorcycles, and components thereof*）
2. 電機・電子及び部品産業(*electrical and electronic appliances*)
3. 重機・建機産業（*construction machineries and heavy equipments*）
4. エネルギー設備産業(*petroleum, gas, and electric power*)

b. 金属及び金属製品向けの各種特殊作業を行う産業（*Steel Service Center*）は、以下の製造作業に限る：

1. カッティング（*cutting/shearing*）
2. 表面処理(*grinding*)
3. 鉄鋼成型(*drawing*)
4. 最終処理（*finishing*）

(2) 上記第(1)項 b に規定される *Steel Service Centre* は、作業契約に基づいて行われる、第(1)項 a に規定する製造活動に限り特定用途免税制度が利用可能となる。

3 条

第 2 条第(1)項 a に規定する製造業は、本大臣規定の添付に記載された 5 桁のインドネシア標準産業分類に基づく。

4条

第2条第(1)項に規定する産業用の原材料を生産できると表明する国内企業が存在する場合、当該企業は、その業を所管する総局長を経由して、大臣に現行の特定用途免税制度の評価を行うよう申請書を提出することが出来る。

5条

(1) 第2条に規定する特定用途免税制度を利用するユーザー産業と第4条に規定する原材料を生産できると表明した国内企業は、サーベイヤーの確認を受けることが義務付けられる。

(2) 第(1)項に規定する産業用の原材料を生産できるかの確認の結果は、その業を所管する総局長を経由して大臣に報告される。

(3) 第(1)項の確認のための費用は、クレームを行う企業が負担する。

6条

第 2 条に規定するユーザー産業は、特定用途免税制度を申請する際、工業大臣が承認した登録証明書を有していることが義務付けられる。

7条

(1) 第6条に規定する大臣の承認を供与する権限は、金属産業局長に委任される。

(2) 第(1)項に規定する者が不都合の場合、権限は機械産業局長にあるものとする。

(3) 第(1)項と第(2)項の者が不都合の場合、権限は金属・機械・繊維その他の産業総局秘書局長にあるものとする。

(4) 第(1)項に規定する承認は大臣の名義で出される。

8条

第5条第(1)項に規定する確認に関する技術規定と手順は、金属・機械・繊維・その他の産業総局長規定により定められる。

9 条

第 2 条に規定する制度を利用することができるユーザー産業は、5 年ごとに見直される。

10 条

本大臣規定は制定の日から発効となる。

全ての人に知らしめるため、本大臣規定をインドネシア共和国官報に記載するものとする。

2008 年 7 月 1 日
ジャカルタにて制定
工業大臣
ファミ・イドリス

2008 年 7 月 8 日
ジャカルタにて法制化
法務人権大臣
アンディ・マララッタ

インドネシア共和国官報 2008 年 17 号

原材料輸入に対する関税便宜（USDFS)を利用可能な製造業グループ

I. 原動機付き車両・部品産業グループは、インドネシア標準産業分類に記載の以下の産業種である:

No.	インドネシア標準産業分類コード	解説	備考
1.	34100 四輪又はそれ以上の原付車両産業	このグループには乗用又は運送用の原付車両の製造、組み立てが含まれる。例；乗用車（sedan）、ジープ、トラック、ピック・アップ、バス、ステーション・ワゴン。これには特別な使用目的の車両製造も含まれる。例；消防車、店内車両、道路清掃車、救急車など。	
2.	34200 四輪又はそれ以上の原付車両の車体産業	このグループには例として以下のような車両の部分製造業を含む；トラックの荷台、バスの車体（body）、ピックアップ車の車体、乗用車や以下のような特別な使用目的を有する車両の車体（例：コンテナ、キャラバン、タンク車）。トレーラーやセミ・トレーラーとその一部の製造もこれに含まれる。	
3.	34300 四輪又はそれ以上の原付車両の部品・装備品産業	このグループには四輪又はそれ以上の原付車両の部品製造業が含まれる。例；内燃式エンジン、緩衝器、板ばね（leaf spring）、冷却器（ラジエーター）、燃料タンク、マフラー。	

本資料は、インドネシア工業大臣規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。
出来る限り正確な翻訳につとめましたが、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。
正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。
また、ジェトロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

No.	インドネシア標準産業分類コード	解説	備考
4.	35911 二輪及び三輪の原付車両産業	このグループには様々な二輪及び三輪の原付車両の製造及び完成までの組み立て業が含まれる。例；スクーター、ベモ、サイドカーなど。原付自転車もこれに含まれる。	ベモ、サイドカー、それに類するものなどの三輪の原動機付き車両産業は含まれない。
5.	35912 二輪及び三輪の原付車両の部品・装備品産業	このグループには様々な二輪及び三輪の原付車両の部品・構成要素を生産する産業が含まれる。例；内燃式エンジン、サスペンション、マフラー。	三輪の原動機付き車両部品産業は含まれない。
6.	31900 他に分類されない電気設備産業	このグループには自転車のライト用ダイナモ、磁気ダイナモ、点火プラグ、二輪・四輪用ライト各種（ブレーキライト、ウィンカー、室内灯など）、警笛機器（サイレン、クラクション、アラーム、ベルなど）、大通り、線路・港湾・空港の道路における交通整理用機器などの他のどのグループにも分類されない電気機器製造業が含まれる。その一部／部品製造産業もこれに含まれる。	

II.　電機・電子及び部品産業グループは、インドネシア標準産業分類に記載の以下の産業種である：

No.	インドネシア標準産業分類コード	解説	備考
1.	29302 電気を利用する家庭用器具産業	このグループにはレンジ（例：オーブン、電子レンジ、調理器、ホットプレート、コーヒーメーカー、ティーメーカー、フライパン、ロースターなど）、家庭用の加熱機、電気を使う調理機器、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、皿洗い機、乾燥機、扇風機、室内用エアコン（ヒーターとクーラー）が含まれる。洗濯機、乾燥機及び同種のもののうち、大規模なもの又は商業用のものについてはサブ・グループ 2926 に分類される。家庭用・非家庭用のミシンについてはサブ・グループ 2926 に分類される。	家庭用及びそれ以外の目的の縫製機械はこのグループに含まれない。
2.	32300 ラジオ、テレビ、録音機、録画機又はそれと同類の産業	このグループには家庭用電子機器製造業が含まれる。例；テレビ受像機とその組物、ラジオ受信機とその組物、テープ・レコーダー、ビデオ・レコーダー、マイクロフォン、ラウド・スピーカー、ヘッドフォン、アンプなど。	

III.　重機・建機産業グループは、インドネシア標準産業分類に記載の以下の産業種である:

No.	インドネシア標準産業分類コード	解説	備考
1.	29240 鉱業、採掘、建設用の機械製造	このグループには鉱業、採掘、建設の機械・用具製造が含まれる。例；運搬、リフト機器（例えばコンベア）ろ過、選別、分離、洗浄機、鉱物破壊機器、鉱業・建設に使用されるトラクター、ブルドーザー、及びその装備品、建設活動に使用される様々な機器。その部分／部品、装備品もこれに含まれる。農業用トラクターはサブ・グループの 2911 に分類される。	このグループはインドネシア標準産業分類 29240 の全てを含むわけではなく、ブルドーザー、ホイールローダー、ショベルカー、モーターグレーダー、ダンプトラック、ロードローラー、フォークリフトなどの機械の製造に限る。その一部/部品及び装備の製造を含む。

IV.　エネルギーサポート産業グループは、インドネシア標準産業分類に記載の以下の産業種である:

No.	インドネシア標準産業分類コード	解説	備考
1.	29111 蒸気・タービン・水車機器産業	このグループには内燃仕様のモーターエンジンではない初期動力モーター製造業が含まれる。例；蒸気エンジン、ガスタービン、蒸気タービン、水力タービン、風車、水車。	
2.	31102 発電機産業	このグループには発電機（ジェネレーター）及びその一部／部品製造業が含まれる。例：交流式発電機、直流式発電機、発電機セット、スターター、ローター（回転子）、整流器（commutator）、ロータリー・コンバーター。	
3.	31103 変圧器(トランス)、整流器、電圧安定器産業	このグループには変圧器、整流器、電圧安定器及びその一部／部品製造業が含まれる。例；配列トランス、電力トランス、ＡＣからＤＣ電源へのトランス、電圧コントローラー、冷却器（ラジエーター）、リング・バイク・ライト、整流器。車・バイク用ジェネレーター及びエンジン・クラッキング（分解蒸留）の製造業はサブ・グループ3190に分類される。	
4.	31201 電気パネルとスイッチギア産業	このグループには電気パネルとスイッチギア及びその一部／部品製造業が含まれる。例；自動制御パネル、電灯配電板、電流	

		遮断機、電流遮断機及びコントロールデスク、コントロールパネル、及び閉式電気スイッチ。	
5.	28120 貯蔵タンク、液体物貯蔵、及び金属製コンテナ	このグループには加工の過程に使用される蒸気ボイラー（産業ボイラー）、発電用ボイラー（実用ボイラー）、圧力容器、洗浄機の類の製造業が含まれる。その他に以下のような与圧ボイラー製造を含む；オートクレーブ（耐圧がま）、与圧ガスタンク（LPG ガスタンク）、サイロ・タンク、熱交換機、及びその他蒸気を発生させる種のもの。 蓄圧機（accumulatator）、節約装置（economizer）などのボイラー部品・装備品製造業もこれに含まれる。	
6.	45226 石油ガス製品の加工、流通、貯蔵建築物	このグループには石油ガス加工用建築物（施設）の建設、メンテナンス、修理業が含まれ、これには石油ガス採取・移送、加工施設（精製）、石油ガス貯蔵、石油ガス供給網及びタンクも含まれる。	

工業大臣
ファミ・イドリス